

利用規約の例

〇〇園 園庭開放 利用規約（案）

第1条（目的）

本規約は、〇〇園（以下「当園」という）が、地域の子育て支援の一環として実施する園庭開放（以下「本活動」という）を、参加者が安全かつ円滑に利用するためのルールを定めるものです。

第2条（利用資格および同意）

1. 本活動の参加者は、当園近隣に居住する未就学児およびその保護者に限ります。
2. 本活動に参加する保護者（以下「利用者」という）は、受付において本規約に同意したものとみなします。

第3条（保護者の監護責任）

1. 本活動は、当園が場所および設備を提供するものであり、利用者の子を「預かる」保育業務ではありません。利用者は必ず同伴し、子の安全管理および監護を行ってください。
2. 子の安全管理および監護の責任は、一切を同伴した利用者が負うものとします。当園職員が助言や補助を行う場合であっても、利用者の監護責任を代替するものではありません。

第4条（設備の利用および安全管理）

1. 参加者は、当園が指定したエリアおよび遊具のみを利用できるものとします。
2. 各遊具に定められた「対象年齢」を遵守してください。対象外の年齢の子が利用し事故が発生した場合、当園は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、利用前に遊具の外観に異常がないか自ら確認し、異常を発見した場合は利用せず、直ちに職員へ報告してください。

第5条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。また、子にさせてはなりません。

- (1) 危険な遊具の使い方（逆行、複数人乗り、飛び降り等）、遊具の本来の使い方以外の使い方
- (2) 園内での喫煙、および指定箇所以外での飲食
- (3) 在園児および他の参加者、職員に対する迷惑行為
- (4) 許可のない動画・写真撮影、および他者の映り込んだ画像の SNS 等への無断アップロード

第6条（免責事項）

1. 本活動中に発生した事故・負傷について、当園は損害賠償責任を負いません。
2. 参加者同士のトラブル、または参加者の不注意による事故について、当園は一切関与せず、責任を負いません。
3. 園内での持ち物の紛失、盗難、破損について、当園は一切の責任を負いません。

第7条（損害賠償）

参加者の故意または過失（不注意）により、当園の施設・設備・遊具を破損させた場合、利用者はその修繕費用を賠償するものとします。

第8条（プライバシー・肖像権）

利用者は、園内で撮影した画像を取り扱う際、他者の肖像権を侵害しないよう細心の注意を払うものとします。万が一、画像投稿により第三者との間で紛争が生じた場合、利用者の責任と費用において解決するものとします。